

医療的ケア児の支援に関する県単位の「協議の場」の設置について

1 背景及び経緯

- (1) 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、**たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)**が増加している。
- (2) このため、**児童福祉法の改正(平成28年6月3日公布)【注】により、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう地方公共団体の努力義務が規定された。**
- (3) そして、「**医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について**」(同法改正同日関係府省連名通知)により、医療的ケア児支援を図る関係機関等の「**協議の場**」の設置が示された。

《関係府省連名通知の要点》

- 保健、医療、福祉、教育等の**医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る「協議の場」が必要**である。
- 「**協議の場**」については、**自立支援協議会等既存の会議の枠組みを活用**することも考えられる。

- (4) 更に、**第一期障害児福祉計画等(計画期間：平成30～32年度)の基本的指針(平成29年厚生労働省告示第116号)**により、関係機関等の「**協議の場**」の設置年限等が示された。

《第一期障害児福祉計画等の基本的指針の要点》

- **平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」を設ける**ことを基本とする。
- **保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための「協議の場」を設ける。**

【注】《児童福祉法第56条の6第2項》

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他関連分野の支援を受けられるように、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県単位の「協議の場」の設置

(1) 設置目的

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、児童福祉法第56条の6第2項に基づき、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき設置している**自立支援協議会**において「**協議の場**」として**医療的ケア児支援部会**を設置し、医療的ケア児支援の関係機関等が連携し、**地域の課題の対応策等を協議するものとする。**

(2) 設置概要

	自立支援協議会本会【既存】	医療的ケア児支援部会【新設】
開催頻度	年2回(7月頃と3月頃)	年2回(6月頃と3月頃)※1
構成員	19名※2	14名
事務局	障害福祉課及び特別支援教育課	技監 障害者施設整備室始め6課室

※1 **必要に応じて分科会を設置**

※2 **本会の構成員に部会長を1名追加予定**

(必要に応じて任意の部会構成員(若干名)がオブザーバー出席)

(参考)

都道府県・県内市町村の設置状況

○ 都道府県

平成29年6月福島県調査

自立支援協議会の枠組を活用 6県/設置済18都道府県

○ 県内市町村

平成30年1月厚生労働省調査

自立支援協議会の枠組を活用 16市町村/設置(見込)17市町村

(3) 所管事項

- 医療的ケア児の現状把握及び分析に関すること
- 医療的ケア児支援における地域の課題や対応策に関すること
- 医療的ケア児支援における関係機関等の連絡調整に関すること

(4) 予算措置(平成30年度当初予算案)

報償費等**676千円計上(専門部会分)**

医療的ケア児支援部会の構成員について

専門部会の構成員については、医療的ケア児の支援にかかる関係機関等が連携を図るために設置する部会であるため、国関係通知<注>で示されている各関係分野の関係機関等から、各分野の代表的な意見を示すことができる各種団体や関係施設・事業所等から選任し、指名する。

また、施設・事業所等の選任にあたっては、地域性及び先進性等を勘案する。

分野	関係機関等 ※国関係通知に基づく	専門部会の構成員（案）		
		員数	関係機関等（幹部級）	備考
保健	市町村母子保健担当 保健所	1	市町村保健師関係団体	保健所（県）関係は、事務局（健康福祉部児童家庭課）で対応する。
医療	診療所 訪問看護ステーション 病院	3	医師関係団体	学校保健関係は、県医師会にて対応を依頼する。
			看護師関係団体	
			病院関係団体	
障害福祉	障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	3	医療的ケア児の受入れに関心の高い障害児入所施設	施設・事業者等の選任にあたっては、地域性（名古屋地域、尾張地域、西三河地域及び東三河地域）を勘案する。
			医療的ケア児の受入れに関心の高い障害児通所支援事業所	
			医療的ケア児の受入れに関心の高い障害児相談支援事業所	
保育	保育所等	1	保育所等関係団体	幼稚園関係は、事務局（県民生活部学事振興課私学振興室）で対応する。
教育	学校	1	学校長関係団体	学校保健関係は、県医師会にて対応を依頼する。
当事者	—	2	重症心身障害児関係団体	当事者としての意見が反映できるよう、構成員としてご参加いただく。
			医療的ケア児に関して積極的な発言のある団体（上記団体と重複しない）	
有識者	—	1	大学関係	
政令指定都市	—	1	名古屋市役所	政令指定都市との連携の必要性を勘案する。
県（障害者拠点施設）	—	1	心身障害者コロニー	地域性（尾張地域）を勘案する。
合 計		14		

<注> 国関係通知は、以下の2つを指す。

- 「医療的ケア児等の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日付関係府省連名通知）
- 「第一期障害児福祉計画等の基本的指針」（平成29年厚生労働省告示第116号。平成29年3月31日厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課長通知）

県単位の「協議の場」における検討・報告テーマ【案】

1. 県内の医療的ケア児を取り巻く状況の把握分析及び協議《検討》

(1) 医療的ケア児実態調査の実施

(2) 医療的ケア児受入施設調査の検討

(3) 課題の整理及びその対策の協議

2. 「協議の場」構成員が検討を希望するテーマ《検討》

3. 平成29年度の医療的ケア児関連事業の実績報告【県・市町村】《報告》

4. 平成30年度医療的ケア児関連事業の実施見込【県・市町村】《報告》

5. 県で把握している当事者の意見《報告》

医療的ケア児支援部会要領【案】

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県障害者自立支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5第1項に基づき、医療的ケア児支援部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本県の医療的ケア児支援に向けた必要な措置等を検討するため、医療的ケア児支援部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療的ケア児の現状把握及び分析に関すること。
- (2) 医療的ケア児支援における地域の課題や対応策に関すること。
- (3) 医療的ケア児支援における関係機関等の連絡調整に関すること。

(組織)

第4条 部会の委員は、要綱第5第2項に基づき、会長が指名し、組織する。

2 委員の任期は、当該個別事例の検討及び対応に要する期間とする。

(運営)

第5条 部会は、障害福祉課障害者施設整備室長が必要に応じて招集し、開催する。

2 部会に部会長を置き、構成員の互選による。

3 部会長は、部会の議事をつかさどる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 部会は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(分科会)

第6条 部会に協議を円滑に進めるため分科会を設置することができる。

2 部会の委員は、部会長が指名する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、障害福祉課障害者施設整備室が行う。

(委任)

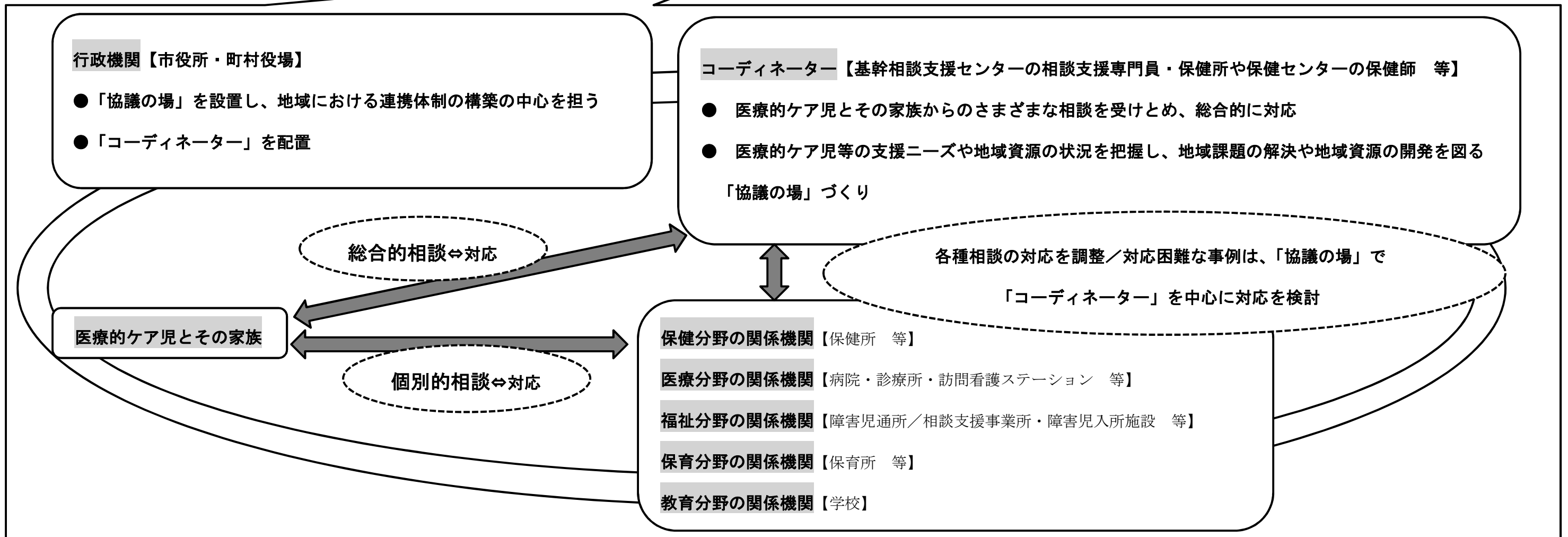
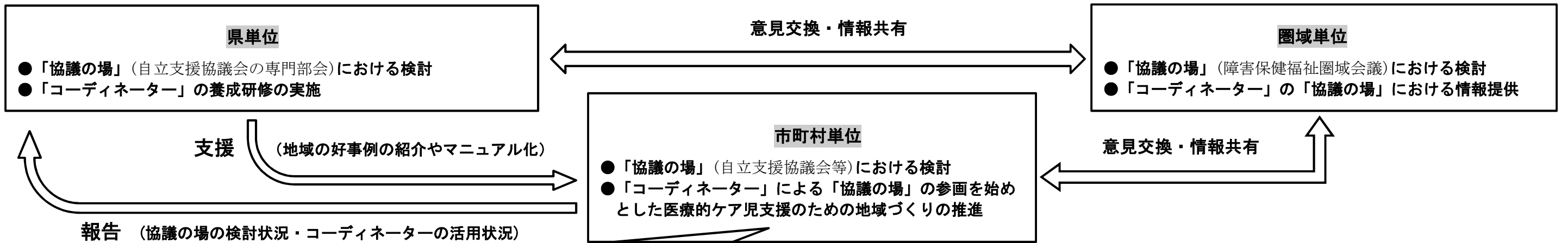
第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、障害福祉課障害者施設整備室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成____年__月__日から施行する。

医療的ケア児支援ネットワークの事業化概念図

- 医療技術の進歩等を背景としてNICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうを使用し、**たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)**が増加している。
- このような**医療的ケア児が在宅生活を行う場合**、当事者等が安心して必要な支援を受けるために、**関係行政機関や事業者等が、「利用者目線」で緊密に連携して対応できるような体制を構築する**必要が示された。(「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日付関係府省連名通知))
- そして、**各都道府県、各圏域及び各市町村で**、保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の**関係機関等が連携を図るための「協議の場」**を設けることが基本とされ、加えて、**市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置**が必要とされた。(平成29年3月31日付第一期障害児福祉計画等の基本的指針)



※1 政令指定都市は、基本的に県と別の対応とされている。ただし、名古屋市と愛知県との連携の必要性を勘案し、名古屋市が県単位の「協議の場」に参加できるように検討している。

※2 「協議の場」と「コーディネーター」について、国は市町村単位の設置(配置)が困難な場合、圏域単位でさしつかえないものとしているが、本県では市町村単位の設置(配置)が必要と思われるため、「協議の場」は既存の会議(自立支援協議会・個別ケース検討会議等)を活用し、議題として取扱う対応も可とし、「コーディネーター」には経験年数といった認定条件は設けない等、容易に設置(配置)できるように検討している。

平成 28 年 6 月 3 日
医政発 0603 第 3 号
雇児発 0603 第 4 号
障発 0603 第 2 号
府子本第 377 号
28 文科初第 372 号

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長 } 殿

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)が本日公

布され、改正法により新設された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条の 6 第 2 項の規定が本日施行された。これにより、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされたところである。

については、各地方公共団体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分ご理解の上、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対する周知につき、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対する周知につき、それぞれお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(参考)児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

記

1 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

このため、今回の法改正においては、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされており、地域における連携体制の構築の中心となる役割を担い、実効性

のある取組につなげていただくことが期待されている。

あわせて、各分野における取組も着実に進める必要があるため、以下のとおり、分野ごとの留意事項をとりまとめているので、今後の各分野の施策のニーズ調査、立案、計画、実施等の段階において、十分ご配慮願いたい。

2 保健関係

母子保健施策は、低出生体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健診などを通じて、市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者が広く乳幼児及びその保護者等と接触する機会となっている。市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者は、母子保健施策の実施を通じ、医療的ケア児であることを把握した場合には、当該医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、その保護者等に対し、必要に応じ、関係課室等について情報提供を行うとともに、保護者等の同意を得て、関係課室等と必要な情報の共有に努めるようお願いする。

3 医療関係

(1) 在宅で生活している医療的ケア児やその家族が必要な訪問診療や訪問看護などの医療を受けながら生活することができる体制の整備が重要である。

都道府県が小児・在宅医療の提供体制を構築するに当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画策定の参考として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知。以下この3において「通知」という。）別紙「小児医療の体制構築に係る指針」において、一般小児医療を担う医療機関に求められる事項として、他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施することや、通知別紙「在宅医療の体制構築に係る指針」において、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮すること等を示しており、関係機関間の連携体制構築について、十分ご配慮願いたい。

(2) また、各都道府県が作成した事業計画に基づき実施する小児在宅医療を含めた居宅等における医療の提供に関する事業については、地域医療介護総合確保基金の活用が可能であり、これまでの実績として、小児在宅医療従事者育成のための研修会の開催や訪問看護ステーションを対象とした小児訪問看護相談窓口の設置等が実施されているところである。引き続き、その活用について十分ご配慮願いたい。

4 障害福祉関係

(1) 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握し、必要な福祉的な支援に向けて計画的に体制を整備していくことが重要である。従来から、障害児についての支援体制を計画的に整備するため、障害福祉計画において必要な記載に

努めるよう基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号））において示してきたところであるが、改正法による改正後の児童福祉法第33条の19から第33条の25までの規定に基づき、各地方公共団体は障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、平成30年4月1日より施行されることとなったことから、今後は、これらを活用して、医療的ケア児の支援の体制の確保を図るようお願いする。

(2) 特に、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所や児童発達支援を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要である。

平成28年度からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業について、短期入所事業所の整備を推進するため、新規開設事業者を対象として、既存施設の取組の好事例等についての講習会の実施等（医療型短期入所事業所開設支援）を補助対象としているところである。また、平成28年度診療報酬改定において、医療型短期入所サービスによるものを含めた医療的ケア児等の受入れの体制が充実している入院医療機関の評価が引き上げられたほか、医療型短期入所サービスの利用中の医療処置等について診療報酬を算定できることが明確化されている。

医療的ケア児の状態やその家族の状況を踏まえ、地域における短期入所や児童発達支援のニーズを適切に把握し、医療的ケア児を受け入れることができる事業所を計画的に確保するよう、ご配慮をお願いする。

5 保育関係

保育所等における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して一般的に提供されるものであり、医療的ケア児についてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

「平成27年度障害者支援状況等調査研究事業『在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査』」によると、調査対象となった医療的ケアを行っている子ども（0～5歳）のうち約2割の子どもが保育所・幼稚園等を利用しているという結果が出ており、子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案して受入をお願いする。また、医療的ケア児については、看護師等の配置が必要となる場合もあるため、医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、看護師等の配置等についてご配慮をお願いする。

なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号））において、障害、疾病など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこととされていることを踏まえ、保育所等、

幼稚園、認定こども園においても、医療的ケア児のニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

6 教育関係

障害のある児童生徒等が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることについては、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）等においてかねてよりお願いしてきたところである。

また、学校において、医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や関係機関との連携体制を整備することについては、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成23年12月20日付け23文科初第1344号文部科学省初等中等教育局長通知）において示してきたところである。

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いする。

- (1) 上記通知（平成25年10月4日付け25文科初第756号）の第2「早期からの一貫した支援について」でお示ししたとおり、市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。
- (2) 上記通知（平成23年12月20日付け23文科初第1344号）の「別添」でお示ししたとおり、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。その際、文部科学省において実施している公立の特別支援学校及び小・中学校への看護師等の配置などに対する補助事業を活用することが可能である。また、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置については、地方交付税により措置しているところである。
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。
- (4) 看護師等の養成課程において、医療的ケア児を含む障害のある子供の特性を学ぶ機会について、協力を求められた場合には、教育委員会において、特別支援学校等で実習を受け入れるなど、積極的に協力をお願いする。

7 関係機関等の連携に向けた施策

- (1) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願う。

協議の場については、（自立支援）協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾病児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することをお願いする。

- (2) 一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願う。
- (3) 地方公共団体の医療的ケア児の支援に関わる課室等は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の幅広い分野のものとなることから、互いの連携体制を確保することが必要である。そのために、関係課室等が日頃から相談・連携できる関係性の構築に努めていただきたい。なお、連携体制の構築にあたっては、地域における連携体制の構築において先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例をまとめた「在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議」、「小児等在宅医療連携拠点事業」、「重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業」等の資料を参考に、地域の特性を踏まえつつ、連携体制構築の取組の推進をお願いする。

抜粋(医療的ケア児関係分)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正について（平成29年3月31日付障企発0331第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）【抄】（「第一期障害児福祉計画等の基本的指針」と略称）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

4 地域共生社会の実現に向けた取組

(三) **人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児**（以下「**医療的ケア児**」という。）が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 協議会の設置等

（略）さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。（略）

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(二) **医療的ケア児に対する支援体制の充実**

医療的ケア児が身近な地域に必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、**保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設ける**ことなどにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、**医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援員等の配置を促進することが必要**である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

五 障害児支援の提供体制の整備等

3 **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成三十年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第三 計画の作成に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置（略）

(一) サービスの提供に係る人材の研修

（略）なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。（略）

別表第一

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援
地域における（略）医療的ケア児のニーズ（略）を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

・福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び障害児相談支援

地域における（略）医療的ケア児のニーズ（略）を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

第5期愛知県障害福祉計画【案】 ※以下関係分抜粋

第4章 5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 第5期計画での成果目標の設定

③ **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

平成30年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。